令和８年　第９回　安中市農業委員会議事録【部分開示】

１　開催日時　令和８年９月２５日（金）　午後１時２４分～午後２時３２分

２　開催場所　安中市役所中会議室１

３　出席委員　（１７人）

出席者	１番　井上　　豊	２番　佐藤　光司	３番　須藤　克美
	４番　須藤　房二	５番　萩原　幹雄	６番　岡部　雅彦
	７番　柘植　　正	８番　眞砂　幸光	９番　田中　錦也
	10番　橋本　一男	11番　猿谷　健一	12番　田中　正明
	13番　塩谷　幸生	14番　宇佐美幸雄	15番　金井　　亮
	16番　伏田　再子	17番　丸山　征二	

４　欠席委員　（なし）

５　議事日程

日程第　１		議事録署名人の指名について
日程第　２		会務の報告について
日程第　３	議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請審議について
日程第　４	議案第２号	農地法第４条の規定による許可申請審議について
日程第　５	議案第３号	農地法第５条の規定による許可申請審議について
日程第　６	議案第４号	保安林指定に伴う農業委員会の意見について
日程第　７	議案第５号	農用地利用集積等促進計画の承認について

６　農業委員会事務局職員

事務局長	茂木　浩之	農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	中島　教馨	農地係	中嶋　　圭
農業振興係	石川　智美		

会議の概要

議　長　　ただいまから令和８年第９回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、１７名中１７名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第１、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第２３条第２項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認め、３番須藤克美委員・１４番宇佐美幸雄委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第２、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局　　それでは、会務の報告をいたします。

令和８年８月２５日開催の第８回総会で許可相当の議決案件、農地法第４条関係２件、５条関係１４件につきましては、令和８年９月１６日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第６回常設審議委員会が９月１６日に前橋市のＪＡビルで開催され、丸山会長が出席をされました。

終了後に群馬県農業会議役員等による意見交換会がホテルラシーネ新前橋で開催され、丸山会長が出席をされました。

令和８年第３回案中市議会定例会が９月１日から本日９月２５日の間、開催されました。報告が５件、議案が２７件、議会議案が４件提出され、議案の全てが採択となりました。

報告は以上でございます。

議　長　　次に、日程第３、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和８年９月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第１号、農地法第３条の申請は議案書１ページ記載の１０件です。受理した申請書は、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

６番。

６番委員　６番です。議案第１号、農地法第３条関係の６番と１０番です。

まず、６番ですが、こちら耕作は今していない状態で、草刈りはきちんとして

管理をされている状況でありまして、特に問題はないと思われます。
あと１０番ですが、こちら以前は牧草を作っていたのですが、今は草がちょっと生えている状態でありまして、東側は太陽光、西側は住宅地になっております。特に問題はないと思われます。
以上です。

議　長　ほかにありますか。
９番。

９番委員　９番です。議案第１号、農地法第３条の８番と９番です。８番、９番とも受け人が同一人物でありますので、一括して意見を述べさせていただきます。
申請地は○○の○○と○○の○○から○○の○○へ向かう道路の左側になっております。現地は耕作放棄地で、山林と一体化してしまっておりまして、山と畑の境も分からないような状況になっております。
渡し人は、８番のほうが○○と、あと９番のほうは○○でございます。受け人は、先月、○○の申請で１件上がったところの方なのですけれども、所有農機がトラクター１台ということで少々不安もあるのですけれども、オリーブを作られるということですので、何とかなるかなとは思っております。また、道路から下がっているところ、低い土地は、農地改良をするような話が上がっているらしいのですけれども、経過を見ていきたいと考えております。
以上、審議の参考にしてください。

議　長　ほかにありますか。
１４番。

１４番委員　１４番です。議案第１号、農地法第３条の申請で５番になります。○○の○○というところですが、現在、畑の様子は耕作できておりません。放棄地というか、草刈りぐらいはしていますが、耕作していません。それで買主といいますか、譲受人の自宅のすぐ隣の畑になります。屋敷畑といいますか、それにするそうなので、当人は牛を飼っておりまして、機械的にも作業的にも大丈夫だと思いますので、審議の参考にお願いをいたします。

議　長　ほかにありますか。
１５番。

１５番委員　１５番です。農地法第３条規定による許可申請書のうちの３番と４番と７番の案件です。それで３番、４番ですが、これは営農型の太陽光を設置してあるところで、現在、ブルーベリー作っておりまして、３年がたちまして今回更新物

件ということで見てきましたが、ブルーベリーは割とほかの箇所と比べると結構元気がよくて、3年目にしてはまあまあよく育っているかなという感じです。それで見に行ったときには、実がなっていて、まだ完全に収穫していないといいますか、収穫本当にしているのかなという感じで見てきました。要するに収穫して出荷までは至ってないような雰囲気です。

草刈りがさすがに今回、更新する時期なので、一生懸命草を刈ってありますが、防護柵がなくて、実際、実はなっているのですけれども、鳥が入ってブルーベリーを食べている感じもしていますし、あと、太陽光の中、穴が結構空いていまして、イノシシが大分入っているなという感じは見てきました。いずれにしても、ブルーベリーの背丈は１ｍから高いのは２ｍぐらいありますので、まあまあよく育っているほうかなと思っております。ですから、総括すればちゃんと収穫する体制を整えて、真面目にやってもらいたいなと思っております。

それで、あと相変わらず図面が来ているのですが、数えてみましたが、私の数えた数と若干違っています。パネルの枚数は合っています。ただ、柱の数とかが合わないのです、私の数え方がよくないのだかあれなのですが。それと遮光率ですね。それが６０％というのは、日本全国の平均からするとかなり遮光率が高過ぎる。ブルーベリーはそれでも育つよというのでしょうけれども、いずれにしても安中市内の営農型太陽光の遮光率は全体的に高過ぎます。それが指摘事項ということで、議事録には載せていただきたいと思います。

それと、あと７番ですが、７番は結構、周りはきれいに、今地域内で彼岸花がかなりいっぱい咲いている。周り中きれいなところなのですけれども、実際のこの案件のところの畑は草ぼうぼうで、これからかなと思っております。

それで、周りとの関係ですが、農道もこれ一部面していまして、特に支障のない箇所ですから、それで南斜面、緩斜面ですので、農地としては適地、いい畑かなと思って見てきました。

以上です。

議　長　　ほかにありますか。

２番。

２番委員　２番です。議案第１号、農地法第３条の許可申請の２番です。７月２７日の総会の３条の１番で１，１１０平米を購入して、今、規模拡大中という○○でして、今回は贈与ということです。実際に現地を確認しましたが、その土地は堆肥が積み上げられて畑ということで、農地を取得中だというのはよく分かりま

した。特段問題はないかと考えます。ご審議の参考によろしくお願いします。

議　長　　ほかにありますか。

１７番委員　なければ１７番から。

議案第１号の農地法第３条、１番の案件になります。こちらご親戚での贈与ということになります。贈与を受ける方が、こちらの土地の近くに住んでおりまして、水稲に必要な乾燥機から籾摺機まで一通りの機械をそろえてやっておりますので、問題はないかと思います。審議の参考にお願いいたします。

議　長　　ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第１号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、本議案及びこれ以降審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委　員　　異議なし。

議　長　　異議なしと認め、１班に１番から４番の４件、２班に５番から７番の３件、３班に８番から１０番の３件、以上合計１０件を付託します。

次に、日程第４、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和８年９月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第２号、農地法第４条の申請は、議案書２ページ記載の１件です。受理した申請書は、農地法第４条第６号各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

１５番。

１５番委員　１５番です。議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請書のうちの１番です。現場見てきましたが、既にその場所に重機が幾つか置いてありまして、まさに使っていますという感じの土地で、周りは草ぼうぼうで、どこまでがこ

の図面の範囲だかと分からないくらい草がかなり茂っていまして、始末書添付するくらいですから、分からなくてずっと長年置いていたのでしょう。そういう状況でした。特にそれ以上のコメントをする内容のものではありません。

以上です。

議　長　　ほかにありますか。

なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第２号については、審査班に審査を付託したいと思います。３班に１番の１件を、以上、合計１件を付託します。

次に、日程第５、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局　　第５条申請です。９月１８日に実施された申請面積１，０００平米以上、または営農型太陽光申請に係る５条申請７件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和８年９月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第３号、農地法第５条の申請は、議案書３ページから４ページ記載の１１件です。受理した申請書は、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

８番。

８番委員　　８番です。議案第３号、農地法第５条の２番、この場所、昔の〇〇があるところからちょっと北へ、〇〇の方へ進んですぐ右側になります。既に〇〇というところが使っておりまして、その残っている場所ですので、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　ほかにありますか。

５番。

５番委員　５番です。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請書の５番です。この土地は○○と○○のちょうど境にありまして、もう○○が大分できているところで､その残りの農地をまた○○の増設ということで申請が出ていますので、それで渡し人と受け人、受け人が法人になっていまして、その代表となっておりますので、賃貸借の設定ですので問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議　長　１１番。

１１番委員　１１番です。議案第３号、農地法第５条関係の９番で、太陽光発電用地の案件です。申請地は田んぼでありまして、８年間耕作しておらず荒れ地で雑草等が生えて､田んぼの中に入っていけない場所であります｡土地の所有者は○○で、○○に住んでいるということで、○○が亡くなり、米作りはやめたそうです。北側は田んぼですが、耕作していません。所有者は違いますが、いずれ太陽光発電用地の予定だと今回の案件に対して近隣住民に説明があったとのことでした。隣接している東側は、現在、太陽光発電が設置されており、農地に与える影響はないと思われますので、審議の参考としてください。

以上です。

議　長　ほかにありますか。

１５番。

１５番委員　１５番です。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請書の１番と６番と１１番です。

１番ですが、先ほどの３条申請の３番、４番のところの更新案件ですが、先ほど申した以外に特にコメントすることはないですが、いずれにしてももう少し農地のほう、真面目に考えてブルーベリーをきちんと収穫して、きちんと出荷して、きちんとしたそれなりの収穫に見合った収入をこの農業委員会に報告してもらいたいと思っております。

６番ですが、６番は○○の北側の田んぼと畑ですか、ここは草ぼうぼうで、裏といいますか、北側はもう既に太陽光が設置されています。それで西側は草地で、この辺はほとんど何にも耕作していないところで、特に太陽光発電しても周りへの影響はないのですが、東側に民家がありますので、反射とかそういうのは今後もし発生すればそういう問題が生じるところかなと思って見ていました。

それと、１１番の案件ですが、１１番は○○、○○の隣の畑でして、行って見たら、きれいに草を刈ってありまして、資材置場として使うという申請の理由ですけれども､ご本人はいろいろ太陽光の事業を一生懸命やっているのですが、いろいろ資材を置くのに必要だということですので、特に問題はないかと思います。

以上です。

議　長　　ほかにありますか。

１３番。

１３番委員　１３番です。議案第３号、農地法第５条関係の８番です。この申請地は、現在、耕作放棄地となっておりまして、森林化をちょっとしておりまして、西側は平たん草地なのですが、東側は太陽光発電が設置してありまして、南側は一段上がって道路となっております。宅地化が周辺は進んでおりますので、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　ほかにありますか。

２番。

２番委員　２番です。議案第３号、農地法第５条の許可申請の３番と７番です。

まず、３番ですけれども、譲渡人の方は、高齢で耕作が難しく、資材置場用地として売買するという内容です。実際に現場確認しましたら、既に篠藪になっていまして、ここだけ特別篠の高さが高くて、数ｍの高さとなって、あれだけ密植していると１０年以上放棄されているのではないかというふうに考えます。西側に耕作地はありますけれども､営農に対する影響はないかと考えますので、審議の参考にお願いをいたします。

それから、７番ですけれども、７番は自宅の老朽化に伴い、近隣で新築の住宅用地を取得したいという目的で選定されました土地です。この地区は、最近、広い道路が新設されまして、どちらかといえば分譲住宅地化が図られているという状況だと思います。既に新しい家が２軒ほど道の南に新築されています。この場所についても営農影響はないかというふうに考えますので、審議の参考によろしくお願いをいたします。

議　長　　ほかにありますか。

１７番委員　なければ１７番から。

議案第３号の農地法第５条の４番と１０番になります。まず、４番ですが、場所は○○の東側になります｡こちらの案件は３種農地ということもありますが、

宅地と県道に挟まれておりまして、周辺に農地はありませんので、周辺農地に影響はないと考えます。

１０番ですが、こちらは川と線路に挟まれた場所でありまして、周りがかなり太陽光発電の集団の一画になりますが､周辺農地に影響はないと考えられます。審議の参考にお願いいたします。

議　長　　ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第３号については、審査班に審査を付託したいと思います。１班に１番から３番の３件、２班に４番から７番の４件、３班に８番から１１番の４件、以上合計１１件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

（休憩午後　２：０１）

（書類審査）

（再開午後　２：１８）

議　長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第１号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

１班。

１班班長　　２番です。１班に付託された議案第１号、農地法第３条の関係は、１番から４番の４件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　２班。

２班班長　　２班、８番です。２班に付託されました議案第１号、農地法第３条関係は、５番から７番の３件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果､調査書に示したとおりであり､農地法第３条第２項各号に該当しないため､許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議　長　　３班。

３班班長　　３番です。３班に付託された議案第１号、農地法第３条関係は、８番から１０番の３件です。審査班で農地法第３条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　報告が終わりました。
これより議案第１号に対する質疑を行います。
委　員　　なし。
議　長　　なければ打ち切ります。
これより議案第１号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
委　員　　挙手全員。
議　長　　挙手全員であります。
よって、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第２号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。
３班。
３班班長　　３番です。３班に付託された議案第２号、農地法第４条関係は、１番の１件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第４条第６項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
議　長　　報告が終わりました。
これより議案第２号に対する質疑を行います。
委　員　　なし。
議　長　　なければ打ち切ります。
これより議案第２号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
委　員　　挙手全員。
議　長　　挙手全員であります。
よって、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第３号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。
１班。
１班班長　　２番です。１班に付託された議案第３号、農地法第５条関係は、１番から３番の３件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議　長　　２班。

２班班長　　８番です。２班に付託された議案第３号、農地法第５条関係は、４番から７番の４件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議　長　　３班。

３班班長　　３番です。３班に付託された議案第３号、農地法第５条関係は、８番から１１番の４件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議　長　　報告が終わりました。

これより議案第３号に対する質疑を行います。

委　員　　なし。

議　長　　なければ質疑打ち切ります。

これより議案第３号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委　員　　挙手全員。

議　長　　挙手全員であります。

よって、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第６、議案第４号、保安林指定に伴う農業委員会の意見についてを議題とします。

本案について事務局の報告を求めます。

事務局　　議案第４号、保安林指定に伴う農業委員会の意見について。下記農地における森林法第２５条による保安林の指定について意見照会を受けたため、次のとおり協議を行ったことを報告いたします。

令和８年９月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議　長　　報告が終わりました。

質問等がありましたらお願いします。

１５番。

１５番委員　私の担当地区ですけれども、場所がよく分からないというのですが、前回のうちの裏のところをやはり県の西部森林環境事務所ですか、砂防の堰堤を２基造ったのですが、畑の中にこんな直径３０ｃｍか４０ｃｍくらいの杉が何本も生えているようなところだったのですけれども、ここもそういうようなところなのですか。

事務局　ちょっと我々は行こうと思ったのですが、現地に到達できずという感じだったので、写真見る限りはもう既に木が生えていたような状態でございました。

議　長　よろしいですか。

１５番委員　はい。

議　長　ほかにありますか。

委　員　なし。

議　長　なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。本案について、事務局報告のとおり意見なしと回答することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委　員　挙手全員。

議　長　挙手全員であります。

よって、議案第４号、保安林指定に伴う農業委員会の意見については事務局報告のとおり意見なしとして、群馬県へ回答することに決定しました。

次に、日程第７、議案第５号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局　議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和８年９月２５日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書６ページ記載の１、中間管理権設定関係記載の１から５番及び２、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係１から３番記載の計８件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

１７番委員　なければ１７番から。
これ○○という人は、住所が本人アパートみたいなのですけれども、この人は農業経験があって、農機具とかはあるのですか。
事務局　農機具は、たしかお持ちの方です。軽トラと耕運機とそういったものはお持ちの、あとトラクターも多分あった方だと思います。ほかにも幾つか四、五筆借りて、既にサツマイモ等を作っている方です。
１７番委員　分かりました。
議　長　よろしいですか、皆さんのほうから。
委　員　なし。
議　長　それでは、質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
委　員　挙手全員。
議　長　挙手全員であります。
よって、議案第５号、農用地利用集積等促進計画の承認については原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。
以上で議案審議は全て終了しました。
これをもちまして令和８年第９回安中市農業委員会総会を閉会します。
慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後　２時３２分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年９月２５日

安中市農業委員会会長

３番委員

１４番委員